

広島県告示第九百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成十七年広島県告示第九十九号	
所在地		広島県三次市粟屋町中ノ村及び亀谷地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	中ノ村川（二七）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	中ノ村川（二七隣）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	中ノ村川（二七）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	鍋屋谷川（二九 a）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	鍋屋谷川（二九 b）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	鍋屋谷川（二九 c）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	鍋屋谷川（二九 d）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	鍋屋谷川（二九 e）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	鍋屋谷川（二九 f）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	中ノ村川（三〇）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	中ノ村川（四五四 a）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流
土砂災害警戒区域	区域の名称	中ノ村川（四五四 b）地区	土石流
	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	土石流	土石流

区 亀谷川 (八五五五 f) 地	土石流	区 亀谷川 (八五五五 f) 地	土石流
区 亀谷川 (八五五五 e) 地	土石流	区 亀谷川 (八五五五 b) 地	土石流
区 亀谷川 (八五五五 c) 地	土石流		土石流
区 亀谷川 (八五五五 b) 地	土石流	区 亀谷川 (八五五五 a) 地	土石流
区 亀谷川 (八五五五 a) 地	土石流	区 亀谷川 (八五五六隣) 地	土石流
区 亀谷川 (八五五六隣) 地	土石流	亀谷川 (八五五六) 地区	土石流
中ノ村川 (四五四 c) 地	土石流	区 中ノ村川 (四五四 c) 地	土石流